

石子家第 245 号

令和 2 年 5 月 1 日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会長 向田 直範 様

石狩市長 加藤 龍幸



令和 2 年度子育て世帯への臨時特別給付金（仮称）事業実施に伴う児童手当データの  
利用について

「令和 2 年度子育て世帯への臨時特別給付金（仮称）」は、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和 2 年 4 月 7 日閣議決定）の「4. 生活に困っている世帯や個人への支援」において、「子育て世帯に関しては、児童手当（本則給付）を受給する世帯に対し、その対象児童一人あたり 1 万円を上乗せする臨時特別の給付金を支給する。」とされ、これを受けて、政府が新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援する観点から、児童手当（本則給付）を受給する世帯（0 歳～中学生のいる世帯）に対し、令和 2 年度子育て世帯への臨時特別給付金を支給することとしたものです。本給付金の支給方法は、1. 実施主体を令和 2 年 3 月分・4 月分児童手当の認定を行なった市町村とし、2. 支給対象者からの申請を要さず、3. 支給対象者の児童手当登録銀行口座等へ給付金を振込む、となっております。

当市においては、1. 支給対象者が令和 2 年 3 月分・同 4 月分の児童手当（本則給付）の対象となる児童であること、2. 申請によることなく市が支給対象者に漏れなく通知し支給する必要があること、3. 経済対策の趣旨に鑑み、本年 6 月の児童手当の支給に合わせるなどできるだけ速やかに支給する必要があることから、児童手当の主管課である保健福祉部子ども家庭課において、児童手当情報を利用することによる支給事務の実施を予定しております。

本支給事務の実施にあたり、支給対象者を抽出するために児童手当データの利用が必要であり、児童手当データの目的外利用に関して、石狩市個人情報保護条例第 10 条第 5 号の規定に基づき、貴審査会に諮問します。

記

- 1 個人情報の目的外利用の内容（児童手当情報）  
別紙

（保健福祉部子ども家庭課）

別紙

1 個人情報の目的外利用の内容（児童手当情報）

① 対象者

児童手当受給者

② 情報内容

児童手当情報

NO	日本語項目名	備考
1	宛名番号	個人番号・世帯番号
2	氏名	
3	住所	
4	生年月日	
5	児童手当振込口座	金融機関情報、支店情報、口座番号
6	電話番号	固定電話・携帯電話
7	対象児童氏名、生年月日、続柄	
8	受給額（3月分・4月分）	
9	給付種別	本則給付・特例給付

令和2年5月8日

石狩市長 加藤 龍 幸 様

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 向 田 直 範



令和2年5月1日付け石子家第245号をもって諮問のありました、「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金（仮称）事業実施に伴う児童手当データの利用について」を審査した結果、審査会として、これを認めることとしたので答申します。